

奈良県民生委員定数規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

奈良県知事 山下 真

奈良県規則第五十二号

奈良県民生委員定数規則の一部を改正する規則

奈良県民生委員定数規則（平成二十六年十月奈良県規則第三十号）の一部を次のように改正する。

本則の表中「二三三人」を「二三三人」に、「御所市

——
「一〇三人」を「御所市

「一〇五人」に、「四八人」を「四九人」に、「吉野郡野

迫川村
——
「七人」を「吉野郡野迫

川村
——
「六人」に改める。

附 則

この規則は、令和七年十二月一日から施行する。